

令和 8 年 1 0 月 5 日招集

令和 8 年（2026 年）

第 3 回胎内市議会定例会議案

提 出 議 案 一 覧 表

議案番号	議 件	頁
議第74号	令和8年度胎内市一般会計補正予算（第4号）	1
議第75号	令和8年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	9
議第76号	令和8年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	15
議第77号	令和8年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	21
議第78号	令和8年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）	27
議第79号	令和8年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第2号）	33
議第80号	令和8年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第1号）	39
議第81号	胎内市行政手続条例の一部を改正する条例	44
議第82号	胎内市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	46
議第83号	胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	47
議第84号	胎内市索道条例の一部を改正する条例	49
議第85号	財産の減額譲渡について	50
議第86号	動産の取得について	51
議第87号	令和7年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	52
議第88号	令和7年度胎内市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	53
同意第2号	胎内市教育委員会委員の任命について	54
同意第3号	胎内市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	55
同意第4号	胎内市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	56
同意第5号	胎内市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	57
認定第1号	令和7年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について	58
認定第2号	令和7年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	59
認定第3号	令和7年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	60
認定第4号	令和7年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	61
認定第5号	令和7年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	62
認定第6号	令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について	63
認定第7号	令和7年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	64

議案番号	議 件	頁
認定第 8 号	令和 7 年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について	65
認定第 9 号	令和 7 年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について	66
認定第10号	令和 7 年度胎内市水道事業会計決算の認定について	67
認定第11号	令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について	68
認定第12号	令和 7 年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について	69

報 告 一 覧 表

報告番号	案 件	頁
報告第24号	令和 7 年度胎内市一般会計継続費の精算報告について	71
報告第26号	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	75

令和 8 年度胎内市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度胎内市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,108,787 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,530,549 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

歲入

計 合 入 歳

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,862,966	△5,057	3,857,909
125,280	△5,057	120,223
31,000	16,026	47,026
31,000	16,026	47,026
6,179,000	△431,002	5,747,998
6,179,000	△431,002	5,747,998
66,328	128	66,456
66,328	128	66,456
241,012	2,591	243,603
163,533	2,591	166,124
2,194,446	27,483	2,221,929
1,611,881	7,393	1,619,274
574,604	20,090	594,694
1,359,038	20,238	1,379,276
626,058	128	626,186
616,015	20,110	636,125
22,087	1,139	23,226
19,160	1,139	20,299
1,217,813	608,000	1,825,813
1,217,813	608,000	1,825,813
685,093	295,584	980,677
684,970	266,908	951,878
123	28,676	28,799
500,000	530,846	1,030,846
500,000	530,846	1,030,846
370,626	11	370,637
91,987	11	91,998
1,614,989	42,800	1,657,789
1,614,989	42,800	1,657,789
19,421,762	1,108,787	20,530,549

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
	4 国民年金費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	2 道路橋梁費
	3 河川費
	4 都市計画費
10 教育費	
	5 社会教育費
	6 保健体育費
11 公債費	
	1 公債費
13 災害復旧費	
	2 農林水産業施設災害復旧費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2, 303, 925	915, 364	3, 219, 289
1, 972, 246	915, 130	2, 887, 376
161, 561	234	161, 795
5, 576, 221	100, 520	5, 676, 741
2, 898, 375	54, 159	2, 952, 534
2, 371, 943	36, 955	2, 408, 898
297, 466	9, 262	306, 728
8, 436	144	8, 580
1, 243, 085	9, 633	1, 252, 718
717, 398	9, 633	727, 031
880, 146	5, 842	885, 988
701, 056	5, 842	706, 898
842, 276	13, 248	855, 524
842, 276	13, 248	855, 524
1, 655, 957	73, 521	1, 729, 478
1, 262, 488	71, 720	1, 334, 208
83, 309	1, 000	84, 309
89, 715	801	90, 516
2, 419, 629	4, 433	2, 424, 062
509, 901	2, 203	512, 104
224, 797	2, 230	227, 027
2, 497, 845	△31, 274	2, 466, 571
2, 497, 845	△31, 274	2, 466, 571
110, 742	17, 500	128, 242
32, 442	17, 500	49, 942
19, 421, 762	1, 108, 787	20, 530, 549

第2表 債務負担行為補正
追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
夜間中学校教育費負担金	令和9年度	156
乙地区交流施設管理業務委託料	令和9年度	587
乙地区交流施設清掃業務委託料	令和9年度	544

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
黒川庁舎整備事業	千円 15,600	普通貸借 又は 証券発行	年 5.00% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金などで、利率 見直しを行つた 後については、 当該見直し後の 利率とする。)	政府資金又は県 貸付金については その融資条件によ るものとし、銀行 その他の場合はそ の債権者と協定す る。ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し は繰上償還又はこ の低利に借換する ことができる。	千円 1,200	補正前 と同じ
道路等整備事業	259,700				316,500	
災害復旧事業	78,900				79,300	

令和 8 年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度胎内市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,884 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,896,761 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

歲入

計 合 入 歳

(単位：千円)

[illegible]

歲出

款	項
7 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰出金
8 予備費	
	1 予備費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,079 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 539,779 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

歲入

計 合 入 歳

(単位：千円)

[illegible]

歲出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 諸支出金	
	2 繰出金
4 予備費	
	1 予備費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度胎内市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150,929 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,971,497 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

歳入

– 22 –

(単位：千円)

[illegible]

歲出

款	項
4 基金積立金	
	1 基金積立金
5 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰出金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の黒川歯科診療所運営事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,980 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,080 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

歲入

– 28 –

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度胎内市の地域産業振興事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 166 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 275,766 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

(単位：千円)

[illegible]

歲出

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度胎内市の鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,152 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67,452 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

歲入

– 40 –

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

款	項
1 農林水産業費	
	1 農業費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

[illegible]

胎内市行政手続条例の一部を改正する条例

胎内市行政手続条例（平成 17 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の胎内市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第 22 条第 3 項（新条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

胎内市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 6 条中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例（平成 24 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

胎内市空き地、空家等の適正管理に関する条例

第 1 条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。

(3) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。

第 2 条第 5 号中「空き家等」を「空家等」に改め、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(6) 市民等 市内に在住、滞在、通勤又は通学する者、市内の自治組織及び市民活動団体並びに市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。

第 2 条第 4 号中「空き家等」を「空家等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。

第 3 条中「空き家等」を「空家等」に改める。

第 4 条の見出しを「（空家等対策計画）」に改め、同条中「胎内市空き家等対策計画」を「胎内市空家等対策計画」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（認定等通知）

第 5 条 市長は、空家等が、市長が別に定める管理不全空家等又は特定空家等の基準に該当すると認めるときは、その旨を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に通知するものとする。

- 2 市長は、当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、前項の基準に該当しなくなったと認めるときは、その旨を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等に通知するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(緊急安全措置)

第6条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等が市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を与えることが明らかな状態であつて、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該管理不全空家等又は特定空家等に対して必要最小限度の措置をとることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による措置をとるときは、当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等を確知することができない場合、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による措置に要する費用を支出したときは、その費用を当該管理不全空家等又は特定空家等の所有者等から徴収できるものとする。この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者等に対し、請求するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年10月5日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市索道条例の一部を改正する条例

胎内市索道条例（平成 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表回数券の部 1 回券の項中「400 円」を「500 円」に改め、同部 11 回券の項中「4,000 円」を「5,000 円」に改め、同部 22 回券の項中「7,500 円」を「9,500 円」に改め、同表 4 時間券の項中「4,000 円」を「4,300 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

財産の減額譲渡について

次のとおり土地を減額して譲渡する。

1 譲渡する土地の所在地、地目、地積及び鑑定評価額

番号	所在地	地目	地積(㎡)	鑑定評価額
1	胎内市赤川字川原下 2999 番 2	宅地	2,480.87	23,568,265 円
2	胎内市西条字道添 412 番 8	宅地	708.10	6,726,950 円
計 2 筆			3188.97	30,295,215 円

2 譲渡価格

15,147,000 円

3 譲渡の相手方

新潟県胎内市西条 412 番地 4

社会福祉法人七穂会

理事長 小野 真

4 譲渡後の使用目的

障害福祉サービス事業所「虹の家」用地として使用するため

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び胎内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 取得する動産 | 胎内市消防団員用活動服一式・アポロキャップ |
| 2 | 取得の目的 | 消防団員用活動服を更新するため |
| 3 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 21,166,200 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新潟県胎内市西栄町 8-26
やまだや
藤井 正一 |

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金 179,310,414 円のうち、25,700,639 円を資本金に組み入れ、153,609,775 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計未処分利益剰余金 69,152,983 円のうち、7,004,538 円を資本金に組み入れ、31,703,931 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

胎内市教育委員会委員の任命について

下記の者を胎内市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)

氏 名 桐生 和文

生年月日 (略)

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

同意第 3 号

胎内市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を胎内市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	(略)
氏 名	佐藤 守
生年月日	(略)

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

同意第 4 号

胎内市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を胎内市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	(略)
氏 名	鈴木 澄生
生年月日	(略)

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

同意第 5 号

胎内市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を胎内市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)

氏 名 池田 渉

生年月日 (略)

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

認定第 1 号

令和7年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度胎内市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和7年度胎内市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度胎内市一般会計実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書（別冊）
- 3 監査委員の令和7年度胎内市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和8年10月5日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

認定第 3 号

令和 7 年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書及び歳入歳出決算事項別明細書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

認定第 4 号

令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書（別冊）
- 3 監査委員の令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和8年10月5日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和7年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について

令和7年度胎内市公共下水道事業会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和7年度胎内市公共下水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書及び貸借対照表（別冊）
- 2 令和7年度胎内市公共下水道事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（別冊）
- 3 監査委員の令和7年度胎内市公共下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

令和8年10月5日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和 7 年度胎内市農業集落排水事業会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市農業集落排水事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書及び貸借対照表（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市農業集落排水事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市農業集落排水事業会計決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度胎内市水道事業会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）及び貸借対照表（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市水道事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市簡易水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）及び貸借対照表（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市簡易水道事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度胎内市工業用水道事業会計決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求める。

記

- 1 令和 7 年度胎内市工業用水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）及び貸借対照表（別冊）
- 2 令和 7 年度胎内市工業用水道事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書（別冊）
- 3 監査委員の令和 7 年度胎内市工業用水道事業会計決算審査意見書（別冊）

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和 7 年度胎内市一般会計継続費の精算報告について

令和 7 年度胎内市一般会計継続費に係る下記事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

記

令和 7 年度胎内市一般会計継続費精算報告書

防災行政無線システム再整備事業

文化財保存活用地域計画策定事業

令和 8 年 10 月 5 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦

令和7年度胎内市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	防 災 行 政 無 線 シ ス テ ム 再 整 備 事 業	令和 5 年度	円 445,220,000	円	円 445,200,000	円	円 20,000
			令和 6 年度	393,300,000		393,300,000		
			令和 7 年度	85,280,000		85,200,000		80,000
			計	923,800,000		923,700,000		100,000
10 教育費	5 社会教育費	文 化 財 保 存 活 用 地 域 計 画 策 定 事 業	令和 5 年度	円 3,784,000	円 2,522,000	円	円	円 1,262,000
			令和 6 年度	4,389,000	2,926,000			1,463,000
			令和 7 年度	1,892,000	1,261,000			631,000
			計	10,065,000	6,709,000			3,356,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
142,419,500		142,400,000		19,500	302,800,500		302,800,000		500
512,949,500		512,900,000		49,500	△ 119,649,500		△ 119,600,000		△ 49,500
261,437,000		261,400,000		37,000	△ 176,157,000		△ 176,200,000		43,000
916,806,000		916,700,000		106,000	6,994,000		7,000,000		△ 6,000
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,674,000	2,838,000			836,000	110,000	△ 316,000			426,000
4,356,000	2,448,947			1,907,053	33,000	477,053			△ 444,053
1,837,000	803,000			1,034,000	55,000	458,000			△ 403,000
9,867,000	6,089,947			3,777,053	198,000	619,053			△ 421,053

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率 (単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (13.30)	－ (18.30)	13.1 (25.0)	105.8 (350.0)

備 考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「－」と表記する。
- (2) 括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。

2 資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	－ (20.0)
農業集落排水事業会計	－ (20.0)
水道事業会計	－ (20.0)
簡易水道事業会計	－ (20.0)
工業用水道事業会計	－ (20.0)
地域産業振興事業特別会計	－ (20.0)

備 考

- (1) 資金不足額がない場合は、「－」と表記する。
- (2) 括弧内の数値は、経営健全化基準を示す。

3 監査委員の令和 7 年度決算に基づく胎内市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書（別冊）

令和8年10月5日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦